

9月17日(土) 敬老のつどい 9月18日(日)

市・三鷹市社会福祉協議会主催。長年にわたり社会に貢献してこられたみなさんの長寿を祝うために、77歳以上(平成17年9月16日現在)の方をご招待します。
 ↳ 社会福祉協議会 ☎46-1108・☎49-8437



【会場】三鷹市公会堂・市役所中庭

【プログラム】

- 式典
- コーラス 白ばらコーラス
- 演芸 歌謡ショー/三浦光一
- イリュージョンマジック/亜羅仁&有司会/吉川精一
- 模擬店 紅白まんじゅう・草だんご
- 焼きそば・カステラなど
- お茶席
- 相談コーナー(在宅介護支援センター)

当日の式典で手話通訳を希望する方は、社会福祉協議会へお問い合わせください。

9月17日(土)午前の部 午前10時開場	上連雀、新川、中原にお住まいの方
9月17日(土)午後の部 午後1時30分開場	下連雀、井口、深大寺にお住まいの方
9月18日(日)午前の部 午前10時開場	井の頭、牟礼、北野、野崎、大沢にお住まいの方

当日は招待状をご持参ください。招待状は9月1日に該当者のみなさん全員に発送しました。届かない場合は、ご連絡ください。

敬老金を贈呈

市内にお住まいの高齢者の方に、節目の年に敬老金を贈呈します。
 77歳の方(昭和2年9月17日~昭和3年9月16日生まれの方) 5,000円
 ▶ 9月14日(水)以降に地区の民生委員がお届けします。
 88歳・99歳の方 10,000円
 100歳以上の方 30,000円
 ▶ 誕生月に市長がご自宅を訪問し、お届けします。
 ↳ 高齢者支援室 ☎内線2627

介護保険が 変わります

平成18年4月から
 住み慣れた地域での生活を支えるために、平成18年4月から(一部平成17年10月から)介護保険制度が大幅に改正されます。

「予防重視型システム」への転換

「新予防給付」の創設
 「要支援」「要介護1の一部」の方は、新設される介護予防サービスの中から一人ひとりに合った予防プラン(運動機能の向上、栄養改善など)を選択するようになります。
 生活援助(家事援助)サービスの提供方法が変わります。

「地域支援事業」の創設と介護予防 介護認定で非該当となった方や、介護予防スクリーニング(仮称)により今後要支援・要介護となるリスクが高いとされた方などを対象に、地域での介護予防サービス(運動機能の向上、栄養改善、閉じこもり予防など)が用意されます。

住み慣れた地域でのサービス体系

身近な地域で密着したサービスを受けるための新たな地域のマネジメント拠点やサービスを、平成18年4月以降順次整備します。地域の範囲は現在検討中です。

「地域包括支援センター」の創設 「新予防給付」「地域支援事業」を包括した介護予防のマネジメントや高齢者の総合相談を行う公正・中立な地域の拠点を市内に設置します。

「地域密着型サービス」の創設 多様で柔軟なサービスの提供を地域ごとに展開します。

施設の居住費・食費の利用者負担見直し
 平成17年10月から、介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)(短期入所も含む)の居住(滞在)費と食費が保険外扱いになり、施設で実際に要した費用を利用者が負担することになります。これは、施設入所者と在宅サービス利用者との負担の公平性などの観点から変更されるものです。

10月以降の居住滞在(費)と食費の平均的な負担額(月額)は次のとおりです。なお、利用料は各施設で設定されます。
 居住費(滞在費) ユニット型個室1千970円、ユニット型個室1千640円、従来型個室1千640円(介護老人福祉施設は1千150円)、多床室320円、食費 1千380円

住民税非課税世帯の方に負担軽減措置があります。

介護保険制度改正についての説明会
 第三期(平成18・20年度)三鷹市介護保険事業計画検討市民会議主催
 9月15日(木)午後2時~4時 三鷹駅前コミュニティセンター地下1階大会議室。講師は厚生労働省老健局計画課職員。

当日、直接会場へ。
 ↳ 高齢者支援室 ☎内線2684

在宅でお年寄りを介護しているご家族の方へ
 介護慰労金
 過去1年以上、次の要件をすべて満たす高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族の方に支給します。介護保険の要介護認定4または5であること、介護サービスを利用していないこと(やむを得ない事情で年7日程度の短期入所の利用は可)、市民税非課税世帯に属すること、医療機関への入院が延べ90日以内であること。

支給額 年額10万円
 介護保険被保険者証 申請する方(家族) 名義の金融機関の口座番号(郵便局を除く)、入院していた方は、入院期間を証明できるもの(領収書など)、印鑑(シャチハタを除く)を持参し、高齢者支援室(市役所1階 番窓口)へ申し込む。

↓ 高齢者支援室 ☎内線2626

紙おむつの支給
 紙おむつを必要とする介護保険の要介護認定4または5で、市民税非課税世帯の方

三鷹市社会福祉協議会主催。お茶を飲みながら専門家を囲んで介護の悩みなど語り合います。介護用品・介護食品の展示や紙おむつのサンプル配布、介護に関するさまざまなご相談もお受けします。

9月20日(火)午後1時30分~4時 福祉会館。当日、直接会場へ。
 ↳ 同協議会 ☎79-350

こもれび ほっと・サークル・S・カフェでおしやべりを

NPO法人こもれびでは、市との協働でおおむね65歳以上の高齢者の方と一緒に毎月さまざまな活動を行っています。

(老人保健施設、介護保険適用の病院や有料老人ホーム)に入所・入院している方を除く)を対象に、月1回自宅に配送します。

介護保険被保険者証を持参し、高齢者支援室(市役所1階 番窓口)へ申し込む。市外からの転入者は、市民税非課税証明書が必要な場合があります。

↓ 高齢者支援室 ☎内線2626

三鷹市社会福祉協議会主催。三鷹市の福祉をすすめる女性の会共催。対象は市内在住・在勤・在学の方。
 9月21日「寝巻きやシーツの交換と体の動かし方」の交換と体の動かし方、28日「体の清潔」、10月5日「排泄について」、12日「認知症の方への生活援助、介護用品の体験、いずれも水曜日午後6時30分~8時30分」福祉会館。講師はNPO法人日本在宅看護普及会代表の後藤栄子さん。

同協議会在宅係 ☎79-3505へ申し込む。定員20人。介護者談話室
 三鷹市社会福祉協議会主催。お茶を飲みながら専門家を囲んで介護の悩みなど語り合います。介護用品・介護食品の展示や紙おむつのサンプル配布、介護に関するさまざまなご相談もお受けします。

9月20日(火)午後1時30分~4時 福祉会館。当日、直接会場へ。
 ↳ 同協議会 ☎79-350

こもれび ほっと・サークル・S・カフェでおしやべりを

NPO法人こもれびでは、市との協働でおおむね65歳以上の高齢者の方と一緒に毎月さまざまな活動を行っています。

す。S・カフェは毎月第2金曜日の午後、お茶とお菓子で楽しいひとときを過ごしています。
 9月9日(金)午後1時30分~3時30分 スペースS(下連雀二丁目)で、お好きな時間帯にどうぞ。参加費300円。こもれび電話相談 ☎42-471 毎週水・金曜日午後1時~3時に、相談員が対応します。

↓ こもれび事務局 ☎42-4469・高齢者支援室 ☎内線2624

無料IT講習会
 三鷹市高齢者社会活動マッチング推進事業では、ホームページ「三鷹いきいきプラス」を多くの方々に活用していただくため、講習を開催します。対象は55歳以上のパソコンに触れたことのない市民の方。受講者は「三鷹いきいきプラス」の会員になっていただきます(入会金・会費無料)。
 9月15日(木)・16日(金)、10月20日(木)・21日(金)、いずれも午前9時30分~午後0時30分。三鷹産業プラザ3階ITルーム2で、マウス操作インターネット・メールの基礎など。

三鷹いきいきプラス事務局 ☎70-5753・☎70-754(火・木曜日)午前10時~午後4時(へ申し込む。先着各12人。
 ↳ 高齢者支援室 ☎内線2626

視覚障がい者IT講習会
 対象は市内在住・在勤・在学の視覚障がい者の方。パソコンの基礎からインターネット

トまでやさしく指導します。
 10月25日、11月1日・8日・15日・22日・29日の毎週火曜日(全6回)午後1時30分~4時30分 杉並区荻窪「スラッシュ」(JR荻窪駅西口から徒歩5分)で、9月30日(金)までに地域福祉課 ☎内線2618へ申し込む。定員6人(申込多数の場合は抽選)。

視覚障がい者のパソコンボランティア活動や指導方法などに関心のある方は、講習会を見学できますので、ご相談ください。

9月22日(木) (必着) までに、往復はがきに氏名、年齢、住所、電話番号、返信先を記入し「〒181-0013下連雀3-30 12みたかファミリー・サポート・センター」へ申し込む。定員15人(定員を超えた場合は抽選。結果は9月30日(金)以降に送付)。
 ↳ 同センター ☎76-17

子育ての手助けができる方を募集
 「みたかファミリー・サポート・センター」では、育児の手助けを受けたい方に、手助けができる方(援助会員)を紹介しています。これから援助会員(活動は有償)になっていただける市民を対象とした講座を開催します。
 10月12日(水)、13日(木)、27日(木)の午後1時30分~4時30分、三鷹産業プラザで、援助者としての心構え、応急処置、子どもの栄養、保健、あそびなど。

9月22日(木) (必着) までに、往復はがきに氏名、年齢、住所、電話番号、返信先を記入し「〒181-0013下連雀3-30 12みたかファミリー・サポート・センター」へ申し込む。定員15人(定員を超えた場合は抽選。結果は9月30日(金)以降に送付)。
 ↳ 同センター ☎76-17

医療証の所得制限が一部緩和されます
 3歳児(満4歳に達した日の属する月の末日までの子)までのお子さんを対象に、(1)医療証が利用できる世帯の所得制限金額の上限を年間1千万円未満まで緩和します。
 3歳児までのお子さんがいる世帯には市から事前に通知をお送りしていますので、新たに所得制限を満たす方は9月30日(金)までに申請を済ませてください。

なお、すでに9月末まで有効の(1)医療証をお持ちの方で、今年の現況届の提出を済ませている方は申請の必要はありません。

所得制限の緩和内容 児童手当制度とは違い、保護者が加入している年金の種類(国民年金や厚生年金)による差はありません。所得制限は金額の多い方の親の所得金額で判断します。0歳児(満1歳に達した日の属する月の末日までの子)の所得制限は、これまでどおりありません。満4歳に達した日の属する月の翌月からは児童手当制度と同じ所得制限となります。

くわしくは、子育て支援室 ☎内線2676へ。

高齢者・障がい者言語リハビリテーション事業
 対象は原則として40歳以上で言語機能訓練が必要な方(ただし、現在、医療機関で言語機能のリハビリテーションを受けている方は除く)。言語聴覚士などによる言語機能訓練(嚙下(えんか)訓練)を行います。
 毎週火・木曜日、弘済ケアセンターで週1回まで利用料金は1回800円(非課税世帯の方は400円)。なお、弘済ケアセンターでの通所介護サービスを利用している方は介護保険利用料に含まれます。
 高齢者支援室(市役所1階 番窓口) ☎内線2626、または弘済ケアセンター(下連雀5-2-5 ☎43-812)へ申し込む。調査、面接後に利用の可否を決定します。